

◎新型コロナウイルス感染症の影響に係る臨時的給付金給付のための体制整備に関する行政組織改正について

新型コロナウイルス感染症の影響に係る臨時的給付金給付のための体制整備に関して、令和3年11月29日付けにて次のとおり行政組織改正を行います。

1 行政組織改正の内容

(1) 市民部

 新設

現 行	改 正 後
<p>市民部 (15課)</p> <ul style="list-style-type: none"> — 市民生活課 — 地域コミュニティ支援課 — 人権・男女共同参画課 — 危機管理課 — 地域安全課 — 窓口サービス課 — 追浜行政センター — 田浦行政センター — 逸見行政センター — 衣笠行政センター — 大津行政センター — 浦賀行政センター — 久里浜行政センター — 北下浦行政センター — 西行政センター 	<p>市民部 (15課・1担当課)</p> <ul style="list-style-type: none"> — 市民生活課 — (臨時給付金担当課) — 地域コミュニティ支援課 — 人権・男女共同参画課 — 危機管理課 — 地域安全課 — 窓口サービス課 — 追浜行政センター — 田浦行政センター — 逸見行政センター — 衣笠行政センター — 大津行政センター — 浦賀行政センター — 久里浜行政センター — 北下浦行政センター — 西行政センター
<p>(改正理由)</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響に係る臨時的給付金に関する事務について、集中的に取り組み、対象者への速やかな給付を行うために、「臨時給付金担当課」を新設します。</p> <p>なお、本組織改正にあたっては現行の人員の中で機動的に対応します。</p>	